定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業　自己点検票

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 一  基本方針等 | １ 基本方針  地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであるか。 | 区条例第4条 | □ | □ | □ |
| ２ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護  １に規定する援助等を行うため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供しているか。  (1) 定期巡回サービス  訪問介護員等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（看護職員、介護職員初任者研修課程又は同等の課程、旧課程を修了した者）をいう。以下同じ）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話。  「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。  また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。 | 区条例第5条第1号  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の1(2)①  平24老振発0328第9号 | □ | □ | □ |
| (2) 随時対応サービス  あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行い、又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下同じ）による対応の要否等を判断するサービス。  利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応すること。  また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等の対応を行うこと。  なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努めること。 | 区条例第5条第2号  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の1(2)② | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 一  基本方針等 | (3) 随時訪問サービス  随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話。  随時の通報があってから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めること。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があり得ること等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得ること。 | 区条例第5条第3号  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の1(2)③ | □ | □ | □ |
| (4) 訪問看護サービス  法第8条第15項第1号に該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助。  医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではないこと。また、訪問看護サービスには定期的に行うもの及び随時行うもののいずれも含まれること。 | 区条例第5条第4号  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の1(2)④ | □ | □ | □ |
| 二  人員に関する基準 | １ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」）の職種及び員数は、次のとおりとなっているか。  ①オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族  等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業  者をいう。）  　　　定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下  「提供時間帯」）を通じて1以上確保されるために必要な数以上。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。  　②定期巡回サービスを行う訪問介護員等  　　　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回  サービスを提供するために必要な数以上  　③随時訪問サービスを行う訪問介護員等  　　　提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問  介護員等が1以上確保されるために必要な数以上  　④訪問看護サービスを行う看護師等  　　ア　保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」）  　　　　　常勤換算方法で2.5以上  　　イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士  　　　　　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じ  　　　　た適当数 | 区条例第6条第1項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の2(1)①ロ | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 二  人員に関する基準 | (2) オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員）（以下「看護師、介護福祉士等」）をもって充てているか。  ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。「3年以上従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものであること。 | 区条例第6条第2項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の2(1)①イ  平24厚労告113 | □ | □ | □ |
| (3) オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等であるか。  ただし、同一敷地内の訪問介護事業所及び訪問看護事業所並びに夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱うことができる。 | 区条例第6条第3項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の2(1)①ニ | □ | □ | □ |
| (4) オペレーターは専らその職務に従事する者であるか。  ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。  なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。  　①指定短期入所生活介護事業所  　②指定短期入所療養介護事業所  　③指定特定施設  　④指定小規模多機能型居宅介護事業所  　⑤指定認知症対応型共同生活介護事業所  　⑥指定地域密着型特定施設  　⑦指定地域密着型介護老人福祉施設  　⑧指定看護小規模多機能型居宅介護事業所  　⑨指定介護老人福祉施設  　⑩介護老人保健施設  　⑪介護医療院 | 区条例第6条第4項、第5項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の2(1)①ハ | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 二  人員に関する基準 | (5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者であるか。  ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。  また、午後6時から午前8時までの間は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。この場合、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 | 区条例第6条第6項、第7項、第8項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の2(1)③イ | □ | □ | □ |
| (6) 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師（以下「常勤看護師等」）であるか。 | 区条例第6条第9項 | □ | □ | □ |
| (7) 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとしているか。  　① 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供  　の実績がある事業所における、勤務日及び勤務時間が不定期な看  　護職員1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の勤務日及び勤務  　時間が不定期な看護職員の前年度の週当たりの平均稼働時間（サ  　ービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。  　② 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供  　の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のため①  　の方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと  　認められる事業所については、当該勤務日及び勤務時間が不定期  　な看護職員が確実に勤務できるものとして勤務表に明記されて  　いる時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合に  　おいても、勤務表上の勤務延時間数は、サービス提供の実態に即  　したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が  　乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正  　化の指導の対象となるものであること。 | 平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の2(1)④ロ | □ | □ | □ |
| (8) サテライト拠点があるときは、常勤換算を行う際の看護職員の勤務延時間数に、当該サテライト拠点における勤務延時間数も含めているか。  なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間として算入して差し支えない。ただし、訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、当該常勤換算を行う際に算入することはできない。 | 平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の2(1)④ハ、ニ | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 二  人員に関する基準 | (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と訪問看護の事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合は、常勤換算方法で2.5以上配置されていることで、双方の基準を満たしているか。加えて、複合型サービス事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合は、さらに常勤換算方法で2．5以上の看護職員の配置が必要であることに留意しているか。 | 平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の2(1)④ホ | □ | □ | □ |
| (10) 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者であるか。 | 区条例第6条第10項 | □ | □ | □ |
| (11)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下「計画作成責任者」）としているか。  なお、オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められない。 | 区条例第6条第11項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の2(1)⑤ | □ | □ | □ |
| ２ 管理者  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 | 区条例第7条 | □ | □ | □ |
| 三  設備に関する基準 | １ 設備及び備品等  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と夜間対応型訪問介護の事業とが同一の場所において一体的に運営されている場合については、区条例第49条に規定する設備に関する基準（夜間対応型訪問介護の設備基準）を満たすことをもって、次項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 | 区条例第8条第1項、第4項 | □ | □ | □ |
| (2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。 | 平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の3(2) | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 三  設備に関する基準 | (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。ただし、①に掲げる機器等については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。  　① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等  　② 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機等 | 区条例第8条第2項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の3(4)  (5) | □ | □ | □ |
| (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではない。 | 区条例第8条第3項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の3(6)  (7) | □ | □ | □ |
| 四  運営に関する基準 | １ 内容及び手続の説明及び同意  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実  施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） 等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 | 区条例第9条第1項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(2) | □ | □ | □ |
| ２ 提供拒否の禁止  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がなく、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んでいないか。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 | 区条例第10条  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(3) | □ | □ | □ |
| ３ サービス提供困難時の対応  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 区条例第11条 | □ | □ | □ |
| ４ 受給資格等の確認  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 区条例第12条第1項 | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に関する基  準  四 | (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するよう努めているか。 | 区条例第12条第2項 | □ | □ | □ |
| ５ 要介護認定の申請に係る援助  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 区条例第13条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。 | 区条例第13条第2項 | □ | □ | □ |
| ６ 心身の状況等の把握  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 区条例第14条 | □ | □ | □ |
| ７ 居宅介護支援事業者等との連携  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 区条例第15条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 区条例第15条第2項 | □ | □ | □ |
| ８ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 | 区条例第16条 | □ | □ | □ |
| ９ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。 | 区条例第17条 | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 四  運営  に関する基準 | 10 居宅サービス計画等の変更の援助  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 | 区条例第18条 | □ | □ | □ |
| 11 身分を証する書類の携行  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 | 区条例第19条 | □ | □ | □ |
| 12 サービスの提供の記録  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 | 区条例第20条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 | 区条例第20条第2項 | □ | □ | □ |
| 13 利用料等の受領  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 | 区条例第21条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 | 区条例第21条第2項 | □ | □ | □ |
| (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けているか。 | 区条例第21条第3項 | □ | □ | □ |
| (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 区条例第21条第4項 | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に関する基準 | (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しているか。 | 法第42条の2第9項（第41条第8項準用） | □ | □ | □ |
| (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は､法第42条の2第9項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額に係るもの及び滞在に要した費用の額並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 | 法第42条の2第2項、第9項（第41条第8項準用）  施行規則第65条の5（第65条準用） | □ | □ | □ |
| 14 保険給付の請求のための証明書の交付  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 区条例第22条 | □ | □ | □ |
| 15 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。 | 区条例第23条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。 | 区条例第23条第2項 | □ | □ | □ |
| 16 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針  定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによっているか。  (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。 | 区条例第24条第1号 | □ | □ | □ |
| (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 | 区条例第24条第2号 | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に関する基準 | (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。 | 区条例第24条第3号 | □ | □ | □ |
| (4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。 | 区条例第24条第4号 | □ | □ | □ |
| (5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っているか。 | 区条例第24条第5号 | □ | □ | □ |
| (6) 特殊な看護等については、これを行ってはいないか。 | 区条例第24条第6号 | □ | □ | □ |
| (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 区条例第24条第7号 | □ | □ | □ |
| (8)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、  当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはいないか。 | 区条例第24条第8号 | □ | □ | □ |
| (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利  用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 | 区条例第24条第9号 | □ | □ | □ |
| (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っているか。 | 区条例第24条第10号 | □ | □ | □ |
| (11) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。 | 区条例第24条第11号 | □ | □ | □ |
| 17 主治の医師との関係  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしているか。 | 区条例第25条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。 | 区条例第25条第2項 | □ | □ | □ |
| (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。ただし、医療機関が当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、主治の医師の文書による指示並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」）への記載をもって代えることができる。 | 区条例第25条第3項、第4項 | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に  関する基準 | 18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成  (1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。 | 区条例第26条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。  なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 | 区条例第26条第2項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(17)② | □ | □ | □ |
| (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しているか。「定期的に」とは、概ね1月に1回程度行われることが望ましいが、当該アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師の意見や、日々の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により把握された利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施するものとする。 | 区条例第26条第3項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(17)③ | □ | □ | □ |
| (4) 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、(1)に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか。 | 区条例第26条第4項 | □ | □ | □ |
| (5) 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、(4)の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、(6)に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行っているか。 | 区条例第26条第5項 | □ | □ | □ |
| (6) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。  また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 | 区条例第26条第6項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(17)⑤ | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に  関する基準 | (7) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しているか。  ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が保険医療機関である場合は、主治医への定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとされているため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の交付については、平成12年老企第55号「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるものを交付することで差し支えない。 | 区条例第26条第7項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(17)⑦ | □ | □ | □ |
| (8) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っているか。 | 区条例第26条第8項 | □ | □ | □ |
| (9) (1)から(7)までの規定は、(8)に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用しているか。 | 区条例第26条第9項 | □ | □ | □ |
| (10)訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。  なお、当該報告書の記載と先に主治医に提出した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（診療記録の記載をもって代えた場合を含む）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えない。 | 区条例第26条第10項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(17)⑨ | □ | □ | □ |
| (11)常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。 | 区条例第26条第11項 | □ | □ | □ |
| (12) 17(3)の規定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る）及び訪問看護報告書の作成について準用しているか。 | 区条例第26条第12項 | □ | □ | □ |
| 19 同居家族に対するサービス提供の禁止  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く）の提供をさせてはいないか。 | 区条例第27条 | □ | □ | □ |
| 20 利用者に関する区への通知  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。  ① 正当な理由なしに定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 区条例第28条 | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に関する  基準 | 21 緊急時等の対応  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 区条例第29条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) (1)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。 | 区条例第29条第2項 | □ | □ | □ |
| 22 管理者等の責務  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 | 区条例第30条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に、区条例「第2章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 区条例第30条第2項 | □ | □ | □ |
| (3) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。 | 区条例第30条第3項 | □ | □ | □ |
| 23 運営規程  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」）を定めているか。  ① 事業の目的及び運営の方針  ② 従業者の職種、員数及び職務の内容  ③ 営業日及び営業時間  ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額  ⑤ 通常の事業の実施地域  ⑥ 緊急時等における対応方法  ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法  ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項  ⑨ その他運営に関する重要事項 | 区条例第31条 | □ | □ | □ |
| 24 勤務体制の確保等  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めているか。 | 区条例第32条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | 平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(22)① | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に関する基準 | (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者によって定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。  ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所（以下「訪問介護事業所等」）との密接な連携を図ることにより当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の訪問介護事業所等との契約に基づき、当該訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。  この場合において、「事業の一部」の範囲については区長が判断することとなるが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意すること。したがって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められない。 | 区条例第32条第2項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(22)③ | □ | □ | □ |
| (4) (3)の本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けているか。  この場合において、一体的実施ができる範囲について市町村を越えることを妨げるものではないが、例えば、全国展開している法人の本部で、全国の利用者からの通報を受け付けるような業務形態は、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではなく、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うものであるという観点から認められないものである。 | 区条例第32条第3項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(22)④ | □ | □ | □ |
| (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | 区条例第32条第4項 | □ | □ | □ |
| (6)職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 区条例第32条第5項 | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に関する基準 | 25 業務継続計画の策定等  (1)感染症や非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 区条例第32条の2 | □ | □ | □ |
| (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 区条例第32条の2  区条例第33条第1項 | □ | □ | □ |
| (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | □ | □ | □ |
| 26 衛生管理等  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 区条例第33条第2項 | □ | □ | □ |
| (3)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じているか。 | 区条例第33条第3項 | □ | □ | □ |
| 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図っているか。 | 区条例第33条第3項 | □ | □ | □ |
| 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | □ | □ | □ |
| 27 掲示  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 | 区条例第34条 | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に関する基準 | 28 秘密保持等  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 区条例第35条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 区条例第35条第2項 | □ | □ | □ |
| (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 | 区条例第35条第3項 | □ | □ | □ |
| 29 広告  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 区条例第36条 | □ | □ | □ |
| 30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 区条例第37条 | □ | □ | □ |
| 31 苦情処理  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。 | 区条例第38条第1項  平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(28)① | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 区条例第38条第2項 | □ | □ | □ |
| (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は区の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 区条例第38条第3項 | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に関する基準 | (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、区からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を区に報告しているか。 | 区条例第38条第4項 | □ | □ | □ |
| (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 区条例第38条第5項 | □ | □ | □ |
| (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 区条例第38条第6項 | □ | □ | □ |
| 32 地域との連携等  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、区の職員又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 | 区条例第39条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 | 区条例第39条第2項 | □ | □ | □ |
| (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 区条例第39条第3項 | □ | □ | □ |
| (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているか。 | 区条例第39条第4項 | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に関する基準 | 33 事故発生時の対応  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 区条例第40条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 区条例第40条第2項 | □ | □ | □ |
| (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 区条例第40条第3項 | □ | □ | □ |
| (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(30)③ | □ | □ | □ |
| 34 虐待の防止  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じているか。 | 区条例第40条の2 | □ | □ | □ |
| 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図っているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | □ | □ | □ |
| 35 会計の区分  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 区条例第41条 | □ | □ | □ |
| (2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」及び「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」によっているか。 | 平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の4(32)  平12老計8号  平24老高発0329第1号  平13老振発18号 | □ | □ | □ |
| 36 記録の整備  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 区条例第42条第1項 | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 四  運営に関する基準 | (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。  　① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画  　② 区条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内  容等の記録  　③ 区条例第25条第2項に規定する主治の医師による指示の文書  　④ 区条例第26条第11項に規定する訪問看護報告書  ⑤ 区条例第24条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  　⑥ 区条例第28条に規定する区への通知に係る記録  　⑦ 区条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録  　⑧ 区条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 区条例第42条第2項 | □ | □ | □ |
| 五  　連携型定期巡回  ・  随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例 | １ 適用除外  (1) 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が当該連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、区条例第6条第1項第4号、第9項、第10項及び第12項の規定（訪問看護サービスに係る人員基準）を適用していないか。 | 区条例第43条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、区条例第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む）及び第10項から第12項まで並びに第42条第2項第3号及び第4号の規定（訪問看護サービスに係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書、主治の医師との関係等に係る基準）を適用していないか。 | 区条例第43条第2項 | □ | □ | □ |
| ２ 訪問看護事業者との連携  (1) 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して訪問看護の提供を行う訪問看護事業者と連携しているか。 | 区条例第44条第1項 | □ | □ | □ |
| (2) 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する訪問看護事業者（以下「連携訪問看護事業者」）との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得ているか。  ① 区条例第26条第3項に規定するアセスメント  ② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保  ③ 区条例第39条第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加  ④ その他連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言 | 区条例第44条第2項 | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
|  | (3) 一の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を併せて行う場合、次の点に留意しているか。  イ　当該事業所における指定申請は複数必要とはならないこと  ロ　人員及び設備基準については、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る当該基準を満たすことで、いずれの事業の基準もみたすこと  ハ　利用者に対し十分に説明を行った上で、いずれの事業によるサービス提供を受けるか選択させること | 平18老計発0331004･老振発0331004･老老発0331017第3の一の5(2)③ | □ | □ | □ |
| 六  変更届 | １ 変更の届出等  (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を区に届け出ているか。 | 法第78条の5第1項  施行規則第131条の13 | □ | □ | □ |
| (2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を区長に届け出ているか。 | 法第78条の5第2項  施行規則第131条の13 | □ | □ | □ |
| 七  介護給付費の算及び取扱い | １ 基本的事項  (1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、平成18年厚労省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに所定単位数より低い単位数を設定する旨を、区に事前に届出を行った場合は、この限りではない。 | 法第42条の2第2項  平18厚労告126の一  平12老企39 | □ | □ | □ |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に別表に定める単位数を乗じて算定しているか。  なお、法第42条の2第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内で、区が通常の報酬よりも高い報酬（市町村独自報酬）を算定している場合は、区が定める単位数を、平成18年厚労省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」の所定単位数に加算して得た単位数を用いて算定するものとする。 | 平18厚労告126の二  平27厚労告93  平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の1(11)  平24厚労告119 | □ | □ | □ |
| (3)1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 | 平18厚労告126の三 | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | い  い  え |
| 七  介護給付費の算定及び取扱い | ２ 基本単位の算定について  定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定しているか。  なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、訪問介護費（通院等乗降介助に係るものを除く）、訪問看護費（連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用している場合を除く）及び夜間対応型訪問介護費（以下「訪問介護費等」）は算定しないものとする。この場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した初日における当該利用開始時以前に提供されたサービスに係る訪問介護費等及び利用終了日における当該利用終了時以後に提供されたサービスに係る訪問介護費等は算定できるものとする。 | 平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(1) | □ | □ | □ |
| ３ 訪問看護サービスを行う場合の取扱い  (1) 訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等（平成27年厚生労働省告示第94号の三十二）の患者を除く）に対して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合（訪問看護サービスを行った場合に限る）に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  ただし、准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。 | 平18厚労告126別表の1のイ及びロの注2  平27厚労告94の三十二 | □ | □ | □ |
| (2) 訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)は、主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に訪問看護サービスを行った場合に算定しているか。 | 平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(3)② | □ | □ | □ |
| ４ 通所系サービスを利用した場合の減算  通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」）を受けている利用者に対して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり減算単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算しているか。 | 平18厚告126別表の1のイ及びロの注7  平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(2)① | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | は  い | 非該当 | いいえ |
| 七  介護給付費の算定及び取扱い | ５　高齢者虐待防止措置未実施減算  別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第３条の３８の２に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。  具体的には①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない②高齢者虐待防止のための指針を整備していない③高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。 | 平18厚告126別表の1のロ注 5 | □ | □ | □ |
| ６　業務継続計画未策定減算  別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  　業務継続計画未策定減算については地域密着型サービス基準第３条の３０の２第１項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。  なお、経過措置として、令和７年３月 31 日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。 | 平18厚告126別表の1のロ注6 | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 七  介護給付費の算定及び取扱い | ７　同一建物若しくは隣接する敷地内の建物の減算  事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一建物に居住する利用者（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)については 1 月につき 600 単位を所定単位数から減算し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)については１月につき 900 単位を所定単位数から減算し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定しているか。 | 平18厚労告126別表の1のイ及びロの注12  平18-0331005 第2の2の(7) | □ | □ | □ |
| ８ 緊急時訪問看護加算  定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所という。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、緊急時訪問看護加算として、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (1) 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)　325単位  (2) 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 315単位 | 平18厚労告126別表の1のイ及びロの注8  平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(7)③ | □ | □ | □ |
| 1. 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)   次のいずれにも適合すること。  ①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあるか。 | 平27厚労告95 | □ | □ | □ |
| ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われているか。 |  | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
|  | (2)緊急時訪問看護加算(Ⅱ)  利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあるか。 |  | □ | □ | □ |
| ９ 特別管理加算  (1) 訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態（平成24年厚生労働省告示第95号の二十七）にあるものに限る）に対して、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分（平成24年厚生労働省告示第95号の二十八）に応じて、特別管理加算として、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては次に掲げるその他の加算は算定しない。  　(1) 特別管理加算(Ⅰ)　　　　500単位  　(2) 特別管理加算(Ⅱ)　　　　250単位 | 平18厚労告126別表の1のイ及びロの注13 | □ | □ | □ |
| (2) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対し速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護サービス記録書に点滴注射の実施内容を記録しているか。 | 平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(12)⑦ | □ | □ | □ |
| １０ ターミナルケア加算  (1) 在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第96号の二十七）に適合しているものとして区長に届け出た一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態（平成24年厚生労働省告示第95号の二十九）にあるものに限る）に訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,500単位を所定単位数に加算しているか。  なお、ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。 | 平18厚労告126別表の1のイ及びロの注14  平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(13)⑤ | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 七  介護給付費の算定及び取扱い | (2) ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しているか。  　ア　終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての  　　　記録  　イ　療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化  　　　及びこれに対するケアの経過についての記録  　ウ　看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用  　　　者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び  　　　対応の経過の記録 | 平18厚労告126別表の1のイ及びロの注14  平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(9)④ | □ | □ | □ |
| １１ 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い  一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、訪問看護サービスを行わない場合の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)を算定しているか。 | 平18厚労告126別表の1のロの注15  平18老計発0331005第2の2(14) | □ | □ | □ |
| １２ 短期入所系サービスを利用した場合の減算  利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していないか。  この場合、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く）を減じて得た日数に、サービスコード表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。 | 平18厚労告126別表の1のイ及びロの注16  平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(2)② | □ | □ | □ |
| １３ サービス種類相互の算定関係  利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していないか。また、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していないか。 | 平18厚労告126別表の1のロの注16、17 | □ | □ | □ |
| １４ 初期加算  定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位を加算しているか。  30日を超える病院又は診療所への入院の後に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も同様とする。 | 平18厚労告126別表の1のニ | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 七  介護給付費の算定及び取扱い | １５ 退院時共同指導加算  (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(2)について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう）を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、600単位を加算しているか。 | 平18厚労告126別表の1のホ  平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(15) | □ | □ | □ |
| (2) 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録しているか。 | 平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(15)⑤ | □ | □ | □ |
| １６ 総合マネジメント体制強化加算  定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(Ⅱ)について、別に厚生  労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組  織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式によ  る届出を行った事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できない。  (1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) 　1,200単位  (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)　　 800単位 | 平18厚労告126別表の1のへ | □ | □ | □ |
| 1. 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)   次に揚げる基準のいずれにも該当すること。  ①利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っているか。 | 平27厚労告95第46号 | □ | □ | □ |
| ②地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対  し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っているか。 |  | □ | □ | □ |
| ③日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保しているか。 |  | □ | □ | □ |
| ④地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者  の状態に応じた支援を行っているか。 |  | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 七  介護給付費の算定及び取扱い | ⑤ 次に掲げる基準のいずれかに適合しているか。  ア 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。  イ 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。  ウ 市町村が実施する法第 115 条の 45 第１項第２号に掲げる事業や同条第２項第４号に掲げる事業等に参加していること。  エ 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。 |  | □ | □ | □ |
| (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)  次に揚げる基準のいずれにも該当すること。  (1)①及び②に掲げる基準に適合しているか。 |  | □ | □ | □ |
| １７ 生活機能向上連携加算  下記の基準に適合しているものとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理した場合は、所定単位数を加算しているか。  (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位  (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 | 平18厚労告126別表の1のト | □ | □ | □ |
| (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)  計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という。）を作成し、当該定期巡回・随時対応訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応訪問介護看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の所定単位数を算定している場合に限る。）を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。 | 平18厚労告126別表の1のト | □ | □ | □ |
| 1. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)   利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降３月の間、所定単位数を加算しているか。  ただし、(1)を算定している場合には算定しない。 | 平18厚労告126別表の1のト | □ | □ | □ |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 七  介護給付費の算定及び取扱い | １８ 認知症専門ケア加算  別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)については１月につき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)については定期巡回サービス又は随時訪問サービスの提供を行った際に１日につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (１)定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(Ⅱ)を算定している場合  ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位  ② 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位  (２)定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)を算定している場合  ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位  ② 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 | 平18厚労告126別表の1のチ | □ | □ | □ |
| ①認知症専門ケア加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ア 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を要する認知症の者（以下「対象者」。）の占める割合が２分の１以上であること。  イ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては１以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては１に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。  ウ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | 平27厚労告95の三の四 | □ | □ | □ |
| ②認知症専門ケア加算(Ⅱ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ア ①イ～ウの基準に適合していること。  イ 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が１００分の２０以上であること。  ウ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。  エ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 |  | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 七  介護給付費の算定及び取扱い | １９ 口腔連携強化加算　50単位  定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算しているか。 | 平18厚労告126別表の1のリ | □ | □ | □ |
| （１）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科点数表のＣ０００歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めているか。 | 平27厚労告95の四十六の二 | □ | □ | □ |
| （２）次のいずれにも該当していないこと。  ①他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 |  | □ | □ | □ |
| ②当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 |  | □ | □ | □ |
| ③当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。 |  | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 七  介護給付費の算定及び取扱い | ２０ サービス提供体制強化加算  別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合、次に掲げるその他の加算は算定しない。  イ サービス提供強化加算（Ⅰ）  次のいずれにも適合すること。  ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（以下「従業者」）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。  ②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。  ③当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。  ④事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の 60以上又は勤続 10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の 25 以上。  ロ サービス提供強化加算（Ⅱ）  　次のいずれにも適合すること   1. イ①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 2. 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100 分の 40 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 60 以上であること。   ハ サービス提供強化加算（Ⅱ）  　次のいずれにも適合すること   1. イ①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 2. 次のいずれかに適合すること。   ア 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。  イ 事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 60 以上であること。  ウ 事業所の従業者の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。 | 平18厚労告126別表の1のヌの注  平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2 (20)  平27厚労告95の四十七 | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
|  | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(Ⅱ)を算定している場合   1. サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位 |  | □ | □ | □ |
|  | 1. サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位 |  | □ | □ | □ |
|  | 1. サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位 |  | □ | □ | □ |
|  | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)を算定している場合   1. サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 |  | □ | □ | □ |
|  | 1. サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 |  | □ | □ | □ |
|  | 1. サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 |  | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
| 七  介護給付費の算定及び取扱い | (2) 職員の割合の算定に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いているか。  ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。 | 平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(20)④ | □ | □ | □ |
| (3) (2)のただし書きの場合、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しているか。  なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。 | 平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(20)⑤ | □ | □ | □ |
| ２１ 介護職員等処遇改善加算【令和６年６月１日から】  別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | 平18厚労告126別表の1のル  平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(21) | □ | □ | □ |
| 1. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の245/1000 |  | □ | □ | □ |
| （２）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）  基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の224/1000 |  | □ | □ | □ |
| （３）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）  基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の182/1000 |  | □ | □ | □ |
| （４）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）  基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 145/1000 |  | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
|  | ２２ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ【令和７年３月３１日までの間】  別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（「介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | 平18厚労告126別表の1のル  平18老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018第2の2(21) | □ | □ | □ |
|  | 1. 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 221 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| 1. 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000  分の 208 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| 1. 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 200 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| 1. 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 187 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| 1. 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 184 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| 1. 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 163 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| 1. 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 163 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| 1. 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 158 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| 1. 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 142 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| 1. 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)   基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 139 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
|  | （１１）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)  基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 121 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| （１２）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)  基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 118 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| （１３）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)  基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 100 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |
| （１４）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)  基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000 分の 76 に相当する単位数 |  | □ | □ | □ |